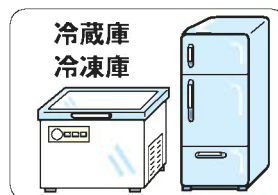
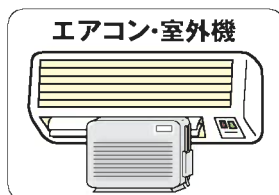


家電リサイクル法対象品目

「家電リサイクル法」により次の家電4品目については、市では回収及び処理しません

対象品目



処理方法

家電販売店に処理を依頼する場合

購入した店が買い替えをしようとする店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引取りを依頼する。

許可業者に引取りを依頼する場合

事前にメーカーを確認のうえ、郵便局でリサイクル券を購入し、市の許可業者に運搬料金を支払い引取りを依頼する。

自分で引取り場所に運搬する場合

事前にメーカーを確認のうえ、郵便局でリサイクル券を購入する。**指定引取場所に持ち込む。**
(下記案内図参照)

料金はメーカーにより異なる場合がありますので、家電販売店または家電リサイクル券センターで確認してください。

家電リサイクル券センター

0120-319640

受付時間:午前9時～午後6時
(日・祝日を除く)

ホームページ

<http://www.rkc.aeha.or.jp/>

家電販売店に依頼できない場合



パソコンの処理について

対象品目

デスクトップパソコン本体



ノートパソコン



ディスプレイ



処理方法

1

電話等で、メーカーに回収の申し込みを行う

※回収するメーカーがないパソコン(自作パソコンや倒産したメーカーなど)は、パソコン3R推進協会にご連絡ください。

2

PCリサイクルマークがついている製品の場合

※メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。

平成15年10月以降に発売された、PCリサイクルマークが貼付されているものは、リサイクル料金が購入時に支払われているため、新たな料金負担はありません。



PCリサイクルマーク

PCリサイクルマークがついていない製品の場合

※メーカーから送付された振込用紙でリサイクル料金を振り込むと、メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。

3

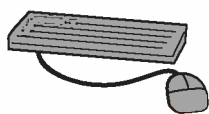
パソコンを梱包し、メーカーから送付された「エコゆうパック伝票」を貼付します



4

郵便局の窓口で直接持ち込むか、郵便局に戸別収集を依頼します

注意してください!



購入時の付属品も一緒に回収します。



プリンターやスキャナーなどの周辺機器は対象ではありませんので「不燃ごみ」へ。

一般社団法人パソコン3R推進協会

<https://www.pc3r.jp/>

TEL 03-5282-7685

FAX 03-3233-6091

●受付期間:月～金(祝日を除く) ●午前9時～12時・午後1時～5時

処理困難物



●処理困難物などの一例

タイヤ・バッテリー・オイル・自動車部品・
二輪車(オートバイ・スクーター)・石・コン
クリートブロック・レンガ・かわら・プロパ
ンガスボンベ・温水器・建設廃材・浴槽・サーフボード・消火器・ペンキ・ボー
リングの球・ピアノ・耐火金庫・充電式電池・在宅医療器具(注射器・点滴)・体
温計(水銀入り)・農薬・農林漁業用機械器具及びビニール・木の根(太い木)・F
RP 製品など



廃棄二輪取扱店へ引き取
りを依頼してください。

廃棄二輪車取扱店
の表示シール

※販売店、取扱店、処理業者などに依頼してください。また、不明な点などは富津
市環境センター(TEL0439-37-2020)へお問い合わせください。